

公告第 28 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により行う随意契約について、業務提案書提出及びプロポーザルに参加する者を公募するので公告する。

令和 8 年 5 月 13 日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 公募する業務内容

- (1) 業 務 名 鏡石町風評払拭のためのデジタルコンテンツ発信事業
(プロモーション動画制作)
- (2) 業 務 場 所 鏡石町 町内全域
- (3) 業 務 種 類 デジタルコンテンツ発信
- (4) 概 要 風評被害の調査、風評払拭のための動画制作及び情報発信・効果測定及び検証
- (5) 契 約 期 間 契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで
- (6) 最低制限価格 無し

2 委託業者選定方法

資格審査後の指名業者によるプロポーザル方式により選定する。

3 業務提案参加資格

- (1) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 62 年 1 月制定。以下「指名等に関する要綱」という。）第 5 条第 1 項に規定する工事等請負有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 指名等に関する要綱第 11 条の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 鏡石町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 15 日制定）に基づく排除措置に該当する者でないこと。
- (4) 福島県内に本店又は支店及び営業所を有する者であること。
- (5) 過去の一定期間において、地方公共団体等が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。
- (6) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき、更生手続き又は民事再生法の（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

4 参加申込書の提出について

本業務に参加を希望する場合は、「参加申請書（様式 1）」及び「確認書（様式 2）」に記載の上、下記によること。

(1) 受付期間

令和 8 年 5 月 28 日（木）まで

(2) 提出方法 持参（土日・祝日及び時間外は受け付けない。）又は郵送とする。

なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

- (3) 提出先 〒969-0404 福島県岩瀬郡鏡石町中央5 9 番地
鏡石町産業課 振興グループ（鏡石町勤労青少年ホーム内）
TEL:0248-62-2118 FAX:0248-62-2550
E-mail:sangyo@town.kagamiishi.lg.jp

※参加資格の確認が出来れば、町から「指名通知書」が通知されます。

5 業務の概要

(1) 事業名称

鏡石町風評払拭のためのデジタルコンテンツ発信事業業務委託（プロモーション動画制作）

(2) 業務内容

別紙「鏡石町風評払拭のためのデジタルコンテンツ発信事業（プロモーション動画制作）企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

(4) 提案限度額（消費税及び地方消費税を含む）

以下に示す事業価格の範囲で業務内容を提案すること。

3,000,000円

(5) 本プロポーザルは、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））

交付要綱（令和3年5月27日付け復本第1062号）第8条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。）が行われることを前提条件とするプロポーザルとする。このため、交付決定がされなかった場合等には、本プロポーザルを中止することがある。

6 企画提案書の作成要領等

(1) 提出する提案書の規格はA4版片とじ・横書き・片面印刷とする。

(2) 企画提案書は「1社1案」とする。PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など、提案趣旨を明確に示し、様式に定められた内容にまとめること。

なお、提出を求められていない資料の添付や、指定枚数を超えた場合、指定様式以外での提出の場合は減点の対象となるので留意すること。

7 企画提案書等の提出書類の期限等

(1) 提出期限 「指名通知書」通知後から令和8年6月3日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法 持参（土日・祝日及び時間外は受け付けない。）又は郵送とする。

なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

また、提出された書類の差替えは認めないこととする。

- (3) 提出先 〒969-0404 福島県岩瀬郡鏡石町中央5 9 番地
鏡石町役場 産業課 振興グループ
TEL:0248-62-2118 FAX:0248-62-2550
E-mail:sangyo@town.kagamiishi.lg.jp

8 選定方法

企画提案書のプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）を実施するので、提案者は指定された日時に出席し、提案内容を説明するものとする。

- (1) 開催日時 令和8年6月8日（月）※時間は別途通知
- (2) 開催場所 鏡石町勤労青少年ホーム（鏡石町中央59番地）会議室（2階）
- (3) 発表時間 1社当たり、準備に3分以内、発表に15分以内でプレゼンを行い、発表後に委員の質疑の時間を5分程度設け、片付けを3分以内に終了するものとする。
- (4) 注意事項
 - ①発表は企画提案の趣旨等を明確に説明すること。
 - ②発表する者は、業務の主担当者とし、説明会場に入室できるのは3名までとする。
 - ③プレゼンを行う順番は、提案書の提出順とし、開催日時前に発表順序を通知する。
なお、同日に提案書が提出された場合は、町が実施する抽選により決定する。
 - ④プレゼンの時間超過は認めない。
 - ⑤発表にあたっては、フリップ、OHP、パワーポイントなどの使用は可とする。
（スクリーン及びプロジェクターは町で準備する。）ただし、事前にその旨を申出るとともに、プレゼン会場には自己の責任で準備を行うこと。撤収も同様とする。

9 企画提案を特定するための評価項目

別紙「採点評価項目」による

10 審査方法

- (1) 鏡石町副町長、総務課長、都市建設課長、上下水道課長、産業課長が審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う「総合評価方式」により行う。
- (3) 各審査項目の評価基準については、別紙「採点評価項目」のとおりとする。なお、評価点数は審査員の平均点（小数点以下第4位を四捨五入する。）とする。
- (4) 契約予定者としての選定は、各審査項目の評価点を合計し、100点満点で選定する。

11 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い企画提案書を提出した提案者（以下「最高得点提案者」という。）を契約予定者として選定する。ただし、最高得点提案者が契約締結日までに建設業者等指名除外要綱の規定に基づく指名停止を受けた場合及び最高得点提案者が契約を拒んだ場合は、次順位の者を新たに受託予定者として手続きを行うものとし、受託予定者が前記の場合となったときも同様とする。

なお、最高得点提案者が複数ある場合は、選定者の議決により選定するものとする。

また、企画提案者が1社だった場合は、各審査員による評価の合計の平均点が60点以上の場合、当該企画提案者として選定する。

12 審査結果の通知

審査の結果、当選者を決定した場合は、文書にて令和8年6月11日（木）までに結果を通知する。なお、審査結果については、異議の申立は受け付けないものとする。

1.3 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限までに企画提案書が提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、総務課長が失格であると認めた場合。

1.4 その他の留意事項

- (1) プレゼンにより選定された受託予定者と協議の上、随意契約を締結する。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、提案者に無断で、提案の審査以外の目的に使用しない。
- (5) 提出期限後における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び企画提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

1.5 問い合わせ先

本業務提案に関する問い合わせ先は以下のとおり。

鏡石町役場産業課振興グループ

担当：浅川

電話：0248-62-2118(内線 142)

FAX：0248-62-2550

Eメールアドレス：sangyo@town.kagamiishi.lg.jp